

入院診療費のお支払いについて

本年4月の「弘前総合医療センター」運営開始に向けた移転準備作業に伴い、診療費の支払関係業務が3月30日（水）の窓口業務終了から外来診療開始日の4月6日（水）8時30分まで停止となります。

そのため、上記期間の入院診療費のお支払いにつきましては、お手数をおかけしますが、以下により対応くださるよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

《4月6日（水）8時30分以降の支払い方法》

- ① 請求書をお持ちの方（当院でお支払いをする場合）

「自動精算機」または「会計窓口」でお支払いください。

- ② 請求書をお持ちでない方（3月31日（木）～4月5日（火）に退院された方）

システム更新の関係等により、3月31日（木）～4月5日（火）まで診療費の請求書の発行ができないため、この期間に退院された方は、お手数ですが4月6日（水）8時30分以降に当院の受付窓口までお越しください。

窓口で請求書を受領後、「自動精算機」または「会計窓口」でお支払い下さい。

